

令和8年8月18日

担当課名：経営戦略部契約検査課

担 当：入札係

内 線：1351、1353

直 通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者 東京都大田区羽田旭町10番11号
株式会社梓設計 代表取締役社長 有吉 匡
- 2 指名停止の期間 令和8年8月18日から令和8年11月17日まで（3月間）

3 事実概要

当該業者は、糸島市発注の「糸島市新庁舎建設設計監理業務」において、吹き抜け部のガラスの一部を躯体として計算したことで、日射による熱負荷を過小評価しており、空調負荷計算に誤りが生じていた。また、その事実が判明した後も重大な問題と認識せずに報告していなかったことが判明したため。

4 指名停止の理由

上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第1第2号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止3月間とする。

【指名停止等措置規程別表第1第2号（過失等による粗雑工事に該当）】

措置要件	期 間
（過失等による粗雑工事） 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から1月以上6月以内